

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.011

処 分 名	移転、除却の際の建築物等の使用許可
処 分 の 概 要	施行者は、建築物等の所有者へ通知して期限後はいつでも自ら移転除去することができます。この場合、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければいけません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 7 項
審 査 基 準	個別の申請において個別具体的な判断をせざる得ないものであって、具体的な基準を定めることができないため、設定しません。
標準処理期間	極めて例外的なものであり、申請者の意見を聞き個別に判断する必要があるため、設定できません
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html</a>

■土地区画整理法

(建築物等の移転及び除却)

第七十七条

- 2 施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会しなければならない。
- 4 第一項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がなく建築物等の所有者を確知することができないときは、これに対し第二項の通知及び照会をしないで、過失がなく占有者を確知することができないときは、これに対し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれを移転し、又は除却する旨の公告をしなければならない。
- 7 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。